

予算の成立と 一兆円減税

平成 21 年度予算と税制関連法案が成立しました

3月27日、国会で平成21年度予算と関連法案が成立しました。今回成立した今年度の一般会計予算は、昨年度から約5兆円増えて8兆8千5480億円に上ります。同時に成立した税制関連法案によって所得税や法人税を中心に約1兆円の減税が行われます。

今年度予算は、昨年秋から続く緊急の景気対策であるとともに、将来の日本を見据えた中長期的な投資でもあります。景気対策という点では、平成20年度第一次補正予算、第二次補正予算と合わせて7兆5千億円規模の大型の景気対策です。今年度予算では、休業者の雇用維持に対する賃金助成や、雇用保険料の引き下げ、雇用保険の適用拡大など、雇用対策に力を注いでいます。また中小企業の資金繰り確保を引き続き支援するとともに、中小企業の人材確保や育成にも力を注いでいます。

中長期的な投資という点では、少子高齢化を見据えた政策を実行します。特に医師不足の解消や安心できる医療体制の確立、出産育児一時金の増額や待機児童の解消などの出産子育て支援、介護報酬の増額といった社会保障制度の充実に重点投資しています。さらに、太陽光発電を始めとする新エネルギーに対する投資や、基礎学力の向上、研究開発費の増額など未来への投資も同時に行っています。 （裏に続きます）

税制改正でこう変わります

環境にやさしい車の自動車重量税・取得税の減免

ハイブリッド車やディーゼル車などで、基準を満たしている環境にやさしい自動車を新たに購入した場合や、既に購入している場合には、自動車重量税や自動車取得税が免除もしくは軽減されます。

頑張る中小企業への減税

中小企業の法人税を最大で32万円減税します

800万円までの所得部分にかかる法人税の軽減税率を4%引き下げ。

現行 22% (通常法人税率は30%) 18% (-4%)

前年度の黒字から赤字に転じた企業の法人税を還付します

前年度黒字で法人税を納めていた中小企業が、翌年度赤字に転じた場合、前年納めていた法人税の還付を受けることができます。

例	前年度	500万円黒字	法人税額	110万円 (税率22%)
	翌年度	300万円赤字		66万円還付 (変更あり)

住宅ローン減税・リフォーム減税を大幅に拡充します

住宅ローン減税を大幅に拡充します

昨年まで	借入限度額	2000万円	最大控除可能額	160万円
今年1月入居から		5000万円		500万円
数字は一般住宅。長期優良住宅は借入限度額6000万円。				

一定の条件を満たす、省エネ・バリアフリー・耐震化改修等のリフォーム工事に対して工事費用の10%を所得税から控除します。

今年から2年間に取得した土地を、長期保有(5年以上)した後で譲渡した場合、土地譲渡益のうち最大1000万円を所得控除します。

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1-7-1

TEL:045(323)6000

FAX:045(323)2974